

○事業区分別補助率等

(R6年度)

事業区分				種 別	補 助 率			適 用 区 分	採 択 基 準 等
					国	県	計		
林道整備事業	開 設	県 営	道交農山交	—	50%	50%	100%	森林基幹道等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1,000ha以上(奥地広域等500ha以上)</li> <li>・開設効果指数1.2以上</li> <li>・全体計画延長7km以上(奥地広域等は5km以上)</li> <li>・着工後10年以内に利用区域面積の10%以上の森林整備を計画</li> </ul>
			団 体 営	森林環境道交農山交	過疎・振山	50%	15%	65%	森林整備道
		上記以外			5%		55%	上記以外	改築 既存の林道を上位の種類や級別区分とするため、全線(車道幅員の拡幅や曲線部の拡幅等を一部実施することで、全線の種類や級別区分を上位の自動車道とすることが可能な場合も含まれる)について設計車両の変更、車道幅員の拡幅等を行う。新設後5カ年以上が経過したものに限る。 ○改築A(車道幅員の拡幅・曲線部の修正) 舗装の劣化状況によっては、全線にわたり舗装可 ・対象路線 全体計画延長800m以上(改築を要しない既設区間、改築を要する既設区間、新設区間の合計)で下記の一に該当 ①利用区域内の人工林率が当該地域森林計画区の平均以上 ②沿線に相当数以上の家屋があるもの ③国道、都道府県道等を接続する連絡線形(幹線は連絡線形ではないが支線・分線を通じて公道等に連絡している場合を含む) ○改築B(既設林道の舗装と改築の一体的実施) ・対象路線 国道、都道府県道及び市町村道と結ぶ連絡線形を有する既設林道で、下記の一に該当 ①自動車道2級以上で、全線にわたって実施 ②縦断勾配が急勾配のため舗装を行う区間の延長が路線全体計画延長の1/2以上 ・全体計画完了までの間、舗装事業及び改良事業は実施できない
		森林整備道(特農・離島地域)		15%	60%	森林整備道(特農・離島地域)			
		森林整備道(特農・離島以外)		5%	50%	森林整備道(特農・離島以外)			
		上記以外(特農・離島地域)	5%	50%	上記以外(特農・離島地域)				
	その他	45%	1%	46%	”(特農・離島以外)				
	改 良	県 営	農山交	幹 線	50%	50%	100%	森林基幹道等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋りょう改良、局部改良、雪害防止、ずい道改良、幅員拡張、のり面保全、交通安全施設、舗装</li> <li>・1箇所(の事業費：900万円以上(山村強靱化の局部改良、法面保全200万円以上))</li> </ul>
			団 体 営	森林環境道交農山交	幹 線	50%	5%	55%	中山間地域
		上記以外			1%		51%	上記以外	
		その他		30%	5%	35%	中山間地域		
		林業専用道		30%	1%	31%	上記以外		
舗 装		県 営	森林環境農山交	幹 線	50%	50%	100%	森林基幹道等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日交通量60台以上又は急勾配、急カーブ箇所等</li> <li>・舗装に要する総事業費2,400万円以上</li> <li>・利用区域</li> <li>【幹 線】500ha以上(過疎,振山地域200ha以上)</li> <li>【その他】30ha以上,500ha未滿(過疎,振山地域200ha未滿)</li> <li>・山村強靱化 総事業費3,000万円以上</li> <li>地域防災計画への登載</li> </ul>
	団 体 営		森林環境道交農山交	幹 線	50%	5%	55%	中山間地域	
		上記以外		1%		51%	上記以外		
	その他	1/3	5%	23/60	中山間地域				
上記以外	1%	103/300	上記以外						

- 1 団体営における県負担率は、農林水産業統合補助金
- 2 「森林整備道」とは、着工後10年以内に利用区域面積の20%以上の森林整備を実施する林道
- 3 「中山間地域」とは、過疎、振山、離島、特農のいずれかの地域
- 4 上記にかかわらず岡山市及び倉敷市については、新規事業に係る県補助率は1%

※農林水産業統合補助金(林道整備促進事業)補助率  
 森林整備道の開設 . . . . . 5% (中山間地域は15%) (10年以内に20%以上の森林整備を実施)  
 その他 . . . . . 1% (中山間地域は5%)  
 上記にかかわらず岡山市及び倉敷市は . 1%

○事業区分別補助率等

(R6年度)

事業区分				種 別	補 助 率			適 用 区 分	採 択 基 準 等	
					国	県	計			
林道整備事業	点検診断	団体営	道交 農山交		50%	5%	11/20	中山間地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林道台帳に登載された林道で、老朽化等により機能が低下した施設(橋梁、トンネル及びその他重要な施設)の点検診断</li> <li>・健全性や耐震性に係る個別施設計画の作成</li> <li>・点検診断については地域森林計画への記載を要しない</li> </ul>	
						1%	51/100	上記以外		
	老朽化対策	保全整備	団体営	森林環境 (老朽化対策)	道交・農山交 (保全整備)	50%	5%	11/20	健全度Ⅲ又はⅣ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検診断の結果等に基づく補強及び修繕等(ただし、林道改良の対象とならないものに限る)</li> <li>・事業費40万円以上(老朽化対策)</li> <li>・1箇所の事業費40万円以上900万円未満(保全整備)</li> <li>・林野庁インフラ長寿命化計画に係る個別施設計画による</li> </ul>
							1%	51/100	(中山間地域) (上記以外)	
							30%	5%	35%	
1%	31%									
路・網計画策定	機能回復	団体営	森林環境		50%	5%	11/20	中山間地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能回復は効率的施業区域内の、橋りょう、ずい道、排水施設、路面等の機能の回復で、事業費40万円以上</li> <li>・路網計画策定は航空レーザー、ICT、機器の導入含み、航空レーザー計測の照射密度は1㎡当たり4点以上</li> <li>・航空レーザー計測の事業費は5,000円/haを上限とする</li> <li>・航空レーザー計測の計測規模は1地区おおむね10,000ha以上</li> </ul>	
						1%	51/100	上記以外		
施設集約化	団体営	森林環境		30%	5%	35%	中山間地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「施設集約化計画」に基づく、林道における施設の集約化に伴うずい道、橋りょう等の林道施設の撤去</li> <li>・個別施設計画に基づき実施</li> <li>・林道施設の機能の集約化を目的とした「林業生産基盤整備道整備」又は「林業専用道整備」を併せて実施</li> </ul>		
					1%	31%	上記以外			
廃棄物処理促進対策	団体営	森林環境		50%	5%	11/20	中山間地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和41年から昭和49年までの期間にPCBを含む塗料による塗装が行われたおそれがある林道施設のPCBの濃度分析調査及び、濃度分析調査に必要な塗膜の剥離(これに伴う当該剥離箇所の再塗装を含む。)及び当該剥離時の塗膜の飛散を防止する仮設物の設置</li> <li>・PCBを含む塗料による塗装が行われた林道施設のPCBの処理等に伴う林道施設全体の塗膜の剥離(これに伴う当該施設の再塗装を含む。)及び剥離時の塗膜の飛散を防止する仮設物の設置及び、剥離した塗膜の処分(処理施設までの運搬を含む。)</li> <li>・～8年度</li> </ul>		
					1%	51/100	上記以外			
災害復旧	団体営	奥地	65%～	—	65%～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災原因が日雨量80mm以上などの異常気象等</li> <li>・全幅員1.8m、延長500m以上</li> <li>・利用区域面積30ha以上(奥地は500ha以上)</li> <li>・利用区域蓄積1,390㎡以上、利用伐期齢以上蓄積550㎡以上</li> <li>・1箇所の工事の費用が40万円以上</li> </ul>				
		その他	50%～	—	50%～					
小規模林道整備	開設	過疎・振山	—	50%	50%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用区域10ha以上</li> </ul>				
		その他	—	45%	45%					
	改良	幹線	—	50%	50%	<ul style="list-style-type: none"> <li>開設</li> <li>・全体計画200m以上、単年度100万円以上</li> <li>改良</li> <li>・単年度30万円以上(改良・環境整備)</li> <li>【幹線】利用区域500ha以上(過疎、振山地域200ha以上)</li> <li>【その他】利用区域500ha未満(過疎、振山地域200ha未満)</li> </ul>				
		その他	—	30%	30%					
	舗装	幹線	—	50%	50%	<ul style="list-style-type: none"> <li>舗装</li> <li>・単年度100万円以上</li> <li>【幹線】利用区域500ha以上(過疎、振山地域200ha以上)</li> <li>【その他】利用区域500ha未満(過疎、振山地域200ha未満)</li> </ul>				
		その他	—	1/3	1/3					
補修	—	—	100%	100%	<ul style="list-style-type: none"> <li>補修</li> <li>・単年度30万円以上</li> <li>・森林基幹道の補修、関連工事</li> </ul>					